

第37回 地方分権改革有識者会議  
第91回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：令和元年6月28日（金）14：00～15：24

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕片山さつき内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、中根一幸内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）専門部会の設置規定の改正について
  - （2）令和元年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について  
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
  - （3）地方支援の取組について
- 

（神野座長） 既に予定の定刻を過ぎておりますので、ただいまから「第37回地方分権改革有識者会議・第91回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催いたします。

本日は、台風が影響を及ぼして、お集まりに支障があるのではないかと心配したのですが、万障繰り合わせて御参集いただきましたことに深く感謝する次第でございます。

本日は、大変公務お忙しい中の中根副大臣に御臨席いただいております。また、片山大臣は、後ほど御参加いただける予定になっております。片山大臣から御挨拶いただく際にカメラが入室いたしますので、この点もあらかじめ御承知おきいただければと思います。

それから、本日は、地方分権改革有識者会議の石橋議員、平井議員、それから、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、野村構成員、山本構成員は所用のため御欠席との御連絡を頂戴しております。

それでは、冒頭、中根副大臣から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（中根内閣府副大臣） 皆様方におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜っておりますこと、心から改めて感謝申し上げます。

地方の発意に根差した息の長い取組として導入された、この提案募集方式も、今年6年目に入ったところでございます。本年は、300件を超える提案をいただきまして、特に市区町村につきましては、提案団体数や提案件数、共に昨年を上回りました、これは過

去最多となっているところでございます。今後、有識者会議・提案募集検討専門部会で充実した御審議をいただくとともに、内閣府としても、国、そして地方の調整役として鋭意進め、年末の対応方針の決定に向けて、いただいた提案の最大限の実現を図ってまいりたいと考えております。

皆様には、大変お骨折りいただくことになるとは思いますが、何とぞ引き続き地方分権改革の推進に向け御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、新たに御就任いただきました議員の方がいらっしゃいますので、御紹介したいと思います。

太田稔彦議員が本会議の議員を辞任されまして、三木正夫須坂市長が新たにこの会議の議員に御就任されております。

それでは、三木議員から御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

(三木議員) 皆さん、こんにちは。ただいま神野座長から御紹介いただきました、今度、新たに全国市長会の代表として就任しました長野県須坂市長の三木と申します。

須坂市は、長野市のすぐ隣にございます。私は、県職員と市長と約半世紀やっておるわけですが、市町村行政は地方自治のもとでありますし、また、日本を元気にするには市町村行政が大事ではないかなと、50年間の感想を持っております。また、こういう形で地方分権を進めていただくということが、地方を元気にする最たる方法ではないかなと思っております。今までの皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、私としても、一員としてしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、初めに、配付資料の確認をいたしたいと存じます。

まず、初めに本日の議事次第がでございます。

その後、配付資料の一覧表がでございます。

続いて、座席表、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれでございます。

その後、資料1といたしまして、専門部会の設置について(案)というものが初めにあるかと存じます。

その後、後でお話ししますが、本日の主要な議題である「令和元年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方」という2番目の議題にかかわる資料が資料2から8まで冊子になっております。御確認いただければと思います。

1 ページからが、資料2、令和元年の地方からの提案募集に係るスケジュール。

4 ページが、資料3といたしまして、令和元年の地方からの提案と検討区分別の状況。

5 ページが、資料4といたしまして、令和元年の地方からの提案の特徴。

6 ページからが、資料 5、令和元年の地方からの提案状況。

8 ページが、資料 6 といたしまして、重点事項に関するメルクマール（案）。

9 ページからが、資料 7、重点事項について（案）ということになっております。

その後、28 ページが、資料 8、重点事項に並んで重要なテーマ～電子化・オンライン化等を中心とした行政効率化～という副題がついているものでございます。

そこまでが、1 部の冊子となっております。

続いて、資料 9 は、令和元年提案募集における地方支援の取組実績をつけてございます。

その後、参考資料でございますが、これも参考資料 1 から確認をお願いしたいと思いますけれども、参考資料 1、地方からの提案の具体例等。

参考資料 2、地方からの提案（全体）。

参考資料 3 は、平成 26～30 年対応方針のフォローアップの状況。

参考資料 4 が、令和元年の地方からの提案募集に係るスケジュール（詳細版）と銘打っているものでございます。

それから、参考資料 5 といたしまして、平井議員提出の資料が添付してございます。

以上でございますが、御確認いただいて不足がございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の議事次第を見ていただきますと、今日、3 つ大きな議事を用意させていただいておりますが、第 1 「専門部会の設置規定の改正について」に入りたいと思います。

これにつきましては、まず、高橋部会長から提案募集検討専門部会の設置規定の改正について御発言がございまして、よろしくお願いたします。

（高橋部会長） どうもありがとうございます。

資料 1 を御覧ください。提案募集検討専門部会では、毎年、重点事項につきまして、関係府省や地方三団体からヒアリングを行うなど、提案の実現に向けた議論を行っているところでございます。今後、一層強力に提案募集方式を推進していくに当たりまして、当部会の役割もますます重要になってきていることから、検討体制の強化として、新たに部会長代理を置けるよう、資料 1 のとおり、設置規定の改正をお願いしたいと思っております。

その上で、次のページを御覧いただければと思いますが、大橋構成員を部会長代理に指名することとしたいと思っております。

引き続き、提案の最大限の実現に向けて検討していく所存でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

（神野座長） ただいま御説明いただきましたように、これは前回 2 月 20 日の地方分権改革有識者会議と提案募集検討専門部会の合同会議がございましたが、ここでも今後の分権改革の方向性について議論いただきましたが、その際、提案団体により一層寄り添い、

それから提案募集方式を着実に強力に推進していくという方向性が確認されておりまして、これを踏まえながら、今、高橋部会長から御提案がありましたように、推進体制を強化するべく部会長代理を置きたいという御提案でございます。かつ、御指名も大橋構成員ということで頂戴いたしておりますので、何か御意見がありましたら御発言を頂戴したいと思っております。いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、部会長が御提案なされたとおりに、有識者会議といたしまして了承したということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。

(神野座長) 次に、議題の2「令和元年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」の審議に入りたいと思っております。

まず、事務局から資料2から資料8、さらには参考資料1から4までの御説明を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(加瀬次長) それでは、事務局から順次御説明させていただきたいと思っております。

資料2でございます。資料2は、スケジュールということでございます。前回の会議が2月20日にございましたが、それ以降の作業実績、今後のスケジュールについて整理したものでございます。

まず、前回の会議以降、事前相談・提案受付を開始したということでございます。その上で、6月6日に提案の受付を終了したということでございます。こういったスケジュールで募集を行うことについては、一応定着してきていると考えておりまして、自治体側での検討期間が極力長くとれるようにしていきたいと考えておるところでございます。

次、6月28日のところを御覧いただきますと、本日の会議で重点事項につきまして御議論いただいた上で、各府省に正式に検討を依頼したいと考えておるところでございます。

以降、10月までは、専門部会におきまして、提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング。10月以降は、並行しまして関係府省との調整を本格化させるという段取りで考えておるところでございます。

その上で、閣議決定します対応方針(案)につきましては、11月中旬の有識者会議で御議論いただき、その上で12月中下旬ぐらいに地方分権改革推進本部あるいは閣議で決定するという予定を考えてございます。

資料2については、以上でございます。

1枚おめくりいただきますと、ページ番号がちょっと見づらいところで右下に付してございますが、2ページと振ってございます。参考1でございます。こちらにつきましては、平成30年の提案募集に基づきます第9次地方分権一括法案の概要でございます。

右上のほうに小さい字で記載してございますが、さきの通常国会におきまして5月31日に成立しまして、6月7日に公布されたということでございます。内容は、右側の青い字で書いてございますが、13法律を一括法として改正したものでございまして、国会におきましては、放課後児童クラブの基準の参酌化、あるいは社会教育施設を首長部局に移管可能とすることなどにつきまして審議が行われまして、衆参両院の委員会で附帯決議がついたところでございます。

審議時間、審議回数とも、昨年年第8次法案に比べまして多くなったということでございます。

参考2でございます。これは、前回の有識者会議以降の3月28日に提案募集検討専門部会を開催した概要でございます。

具体的には、1つ目の〇の下に3つポツがございまして、この3テーマにつきまして、関係省庁からヒアリングを部会で行っていただいたということでございます。そういった形でフォローアップを行ったということでございまして、結論が出ていない部分、当然でございますので、そういった部分については、夏以降も引き続き実現に向けて進めていきたいと考えておるところでございます。

次、4ページ目、資料3でございます。令和元年の地方からの提案と検討区分別の状況ということでございます。

まず、提案の総数でございます。上の方に太い字で書いてございますが、301件ということでございます。こちらに書いてございますように、昨年は319件、ちなみに一昨年は311件でございました。引き続き300件台になっているところでございます。

このうち、真ん中あたりに書いてございますが、重点事項55件、45事項についてまとめまして、取り上げていってはどうかということでお諮りをさせていただきたいと考えてございます。これら重点事項を含めまして、182件を今後、内閣府と関係府省との間で直接調整を行う提案としたいと考えてございます。

それ以外のもの、その下の白地のところに書いてございますが、1つ目が、例えば予算の増額などが必要となるために、予算編成過程での検討を求める提案が18件ほど。また、その他のところでもございますけれども、提案団体から改めて支障事例等が示された場合に調整の対象とするものが86件。あるいは、補助金の対象範囲の拡大などで対象外となってしまった提案が15件ということでございます。

令和元年の提案につきましては、提案団体などから内容についてもいろいろと工夫、見直しをしていただきまして、今回はその他に分類される案件、右側に昨年実績を書いておりますけれども、案件が全体としては若干減っているところでございます。

101件、その他に分類されたものにつきましても、来年以降、新たな支障が生じていないか、あるいは制度改正の効果や必要性などが生じていないかといことを踏まえまして、さらなる提案に生かしていきたいと考えておるところでございます。

次のページ、資料4でございます。令和元年の地方からの提案の特徴ということでご

ざいます。枠囲みの中に特徴をまとめてございます。

1つ目の○は、先ほど申し上げた301件ということでございます。

2つ目の○は、提案団体として見た場合はどうかということでございます。従来から課題となっておりました市町村からの提案ということでございますが、こちらは提案件数が昨年は201件、今年が222件ということでございます。

その次の○、市区町村からの提案団体数につきましても、昨年は256団体だったものが、今年が282団体という形になっておりまして、これまで6年間、提案募集を行ってきた中では最高の数になってございます。

ちなみに下の方の表、右側に提案件数とございますけれども、見ていただきますと、平成30年と同様に、都道府県からの提案件数よりも市区町村からの提案件数のほうが多いという状況が続いておるところでございます。

また、枠囲みの中に戻っていただきますと、○の4つ目でございます。新規の市区町村からの提案ということでございますが、こちらについても129団体から新しい団体として提案いただいたということでございます。

また、特徴としましては、5つ目に書いてございますが、共同提案という形でいろいろな取組、県内市町村の共同提案等々が増えているというのが昨年に引き続いての特徴でございます。

提案の内容でございますが、6番目の○、福祉関係が今年も最多となっております。

次、6ページを御覧いただきますと、資料5になってございます。提案状況でございますが、右側に担当府省、関係府省でございます。こちらの動向も基本的には昨年と変わっておりません。厚生労働省が122件と、真ん中よりちょっと下のところに書いてございますけれども、最多でございます。それ以外に多いところとしましては、内閣府、総務省、文科省、国交省という省庁の政策分野にかかわる提案が多いという結果になってございます。

次、7ページでございます。これは、当初共同提案の状況ということでございます。

一番上の都道府県と3以上の都道府県内市町村による提案というのは、昨年も同じような形の共同提案があったところでございますが、今回、書いてございますように、例えば青森県、山形県といった県から共同提案が出てきたのは今年が最初ということで、こちらに記載しているところでございます。

それ以外に、その下にございますように、3以上の市町村による提案といったものも、今年もあったということでございます。

ちなみに、下から2つ目を御覧いただきますと、都道府県の複数の県内一部事務組合による提案というものが今年出ております。これは、静岡県、埼玉県などと静岡県内の一部事務組合が共同で提案した事例でございます。これは、本年、一部事務組合の関係の提案がございましたので、そういった関係でこういった共同提案がなされたと考えておるところでございます。

共同提案はこういった形で広がりを見せておるところでございますが、提案する場合、個々の市町村、特に規模の小さい市町村で出す場合に、事務負担の関係は大変だろうと思いますけれども、そういったことがありながらも、共同提案の形であれば容易に出せるのではないかと考えております。こういった形で広がりを持って示せれば、今後、各府省と調整する上でも一つの力になるものと考えておるところでございます。

次の8ページでございます。こちらは、以下、説明させていただきます重点事項に関するメルクマールということでございます。こちらは、基本的に④、平成30年、こうしたということ以外は、昨年と同じ中身になってございます。

それでは、重点事項につきまして、9ページ以降、御説明させていただければと思います。事務局のほうで1から7まで、こういった括りができるのではないかとということで分野別にまとめたものでございます。1番目が子ども・子育てでございます。2番目が医療・福祉でございます。3番目が街づくりや土地等の有効活用でございます。4が地域における交通網・運送網、5が地域における安心・安全、6が民間事業者等の活用、7がその他ということでございます。

これにつきましては、重点事項数と重点番号、該当ページにつきまして、その右側に記載してございます。多くなっているのは、1番目の子ども・子育てということでございます。

それでは、長くなってしましますが、重点事項につきまして45項目ございますので、こういった事項かに絞りました御紹介させていただければと思います。

まず、10ページでございます。子ども・子育ての関係でございます。

1番が、家庭的教育などの特定地域型保育事業者につきまして、事業者の「確認」の効力が一市町村に限られているのを他の市町村にも拡大してはどうかという提案でございます。

2番目でございますが、これは例えば第2子などを里帰り出産する際に、一時預かり事業の利用ができるかどうか、もともと住んでいたところの保育所を退所する必要があるのかどうかといったことについて、はっきりしていないということで、明確化してほしいという提案でございます。

3番目が、病児保育施設の整備につきまして、NPO法人を補助対象にできるようにしてほしいという提案でございます。

11ページに入りまして、4番、母子家庭自立支援給付金等各種給付金につきまして、市町村で「ひとり親であること」の証明を行っておりますが、その証明に関する事務について見直しをしてほしいというものでございます。

5番は、社会福祉法人が放課後児童クラブを行うために、民間から不動産を借り入れて設置することが今、できないということで、それを可能にしてほしいという提案でございます。

12ページから13ページにかけまして、6番から9番は、障害をお持ちの児童の方の関

係の提案でございます。

6が、給付決定の有効期間についての提案でございます。

7が、配置職員の数に看護職員を加えられるようにしてほしいという提案でございます。

8番が、放課後等デイサービスの対象につきまして、専修学校その他を拡大してほしいという提案でございます、昨年のフォローアップ案件でございます。

9番は、重度障害児支援加算といったものが施設基準としてありますが、それを小規模なものにも対応できるようにして見直してほしいというものでございます。

そして、次の10番、11番は医療的ケア児の関係の提案でございます。

10番が、訪問看護の範囲の拡大といったものでございます。

11番が、保育士の医療的ケアに対応できる範囲について、酸素管理も含めてほしいという提案でございます。

次の14ページでございますが、こちらは学校給食費の関係でございます、29年、30年と取り組んできたものについて、引き続き重点事項としてフォローアップしていくというものでございます。

次、15ページ、医療・福祉の関係でございます。

13番でございますが、居宅介護支援事業所の管理者の資格につきまして、主任介護支援専門員としなければいけないということでございますけれども、これは経過措置がございます。その経過措置が切れるということでございますが、なかなかそういうふうになっていないということで、経過措置の期限延長をしてほしいという提案でございます。

14番が、小規模多機能型居宅介護事業所の定員上限の見直しというものでございまして、こちらは、北海道の島牧村の提案でございます。こちらの居宅介護事業所の関係につきまして、28年に提案があったもので実現したものでございますが、成果事例集などにも載せている提案でございます。さらに今回、新たな提案としまして、定員の上限につきまして、島牧村という割と過疎が進んでいる状態にある中で、実情に合ったものにしてほしいということで、定員上限を見直してほしいという提案でございます。これは、まさに自治体において提案募集を積極的に活用していただいている事例なのかなと考えてございます。

15番と次のページの16番が、介護の関係でございます。

15番が、看護師等が介護福祉士を受験するための研修の取扱いの緩和でございます。

16番が、介護施設につきまして、生活保護法と介護保険法の取扱いを一致させてほしいという提案でございます。

続きまして、17番と18番はへき地の病院の関係の提案でございます。

17番が、へき地への看護師等の派遣を認めてほしいという提案。

18番が、へき地において、病院の転院の取扱いなどについて、それもちょうと転院として取扱ってほしいという見直しを提案しているものでございます。

次、17ページでございます。こちらから、街づくり、土地等の有効活用の関係でございます。

19番から21番までが、空家の関係でございます。

19番が、所有者不明空家の財産管理人選任申立権限を自治体に付与してほしいという提案でございます。

20番が、未登記空家につきまして、固定資産税情報等の活用をさせてほしいという提案でございます。

21番は、空家の撤去などを代執行した場合に、家の中にあります動産の取扱いについて明確化してほしいという提案でございます。

こういった形で、空家関係3件、重点事項としてございます。

次、18ページ、22番が、工業団地等を農用地で拡張する場合の運用の弾力化を認めてほしいというもの。

23番が、旧農地法に基づきまして都道府県が管理しております国有農地につきまして、運用等の見直しをしてほしいというものでございます。

24番でございますが、町村の都市計画についての都道府県同意の廃止でございます。これは、26年からの継続案件でございます。こちらについては、昨年の対応方針を踏まえまして、今年、しかるべき時期までにきちんと結論を出す必要があると考えておるものでございます。

次のページ、25番が、森林所有者等に関する情報の利用範囲の拡大の提案でございます。

また、20ページからが、地域における交通網・運送網の関係でございます。

26番が、乗用タクシーにつきまして、営業区域の変更は地方運輸局長がしてございますが、その変更につきまして、地方自治体への要請権限を付与してほしいというものでございます。

27番が、自家用有償貨物運送につきまして、繁忙期だけに限られているものにつきまして、中山間地域においては通年利用を認めるべきであるという提案でございます。

28番は、29年からのフォローアップ案件でございます。乗用タクシーの有償貨物運送の対象区域、現在、過疎法の過疎地域に限られておるものについて、拡大してほしいという提案でございます。27番と28番は鳥取県等の提案でございます。

次のページ、29番は、軌道法等に基づきます都道府県の認可事務の認可権限の指定都市への移譲というものでございます。

次、22ページから、地域における安心・安全の関係でございます。

30番と31番が、災害の関係になってございます。

30番が、災害の被害認定の際に、家が木造と非木造といった混構造の場合の判定方法について、明確化してほしいというもの。

31番が、災害時におきます支出方法につきまして、法律で限定列挙されているものに

つきまして、職員などによる立替え払いも加えてほしいという見直しの提案でございます。

32番、液化石油ガスに関する法律に基づく許可等の指定都市への権限移譲というものでございます。この提案につきましては、実は、過去、市町村に移譲してほしいという提案がございました。その際には、対応不可、対応できなかったということでございませうけれども、今回、改めて指定都市に限って移譲する提案として出てきたということで、今回、重点事項に取り上げておるものでございます。

33番が、放置自転車等の撤去の費用の徴収等について、私人への委託が可能なことを明確化するという提案でございます。

24ページ、6に入りまして、民間事業者等の活用の話でございます。

34番が、地域の大学・短大が行います職業訓練の範囲を拡充するために、資格取得までとされております2年間の訓練コースの修了要件を改めるという提案でございます。そういったことによりまして、大学とか短大などにも委託できるのではないかとということでございます。

35番と36番は、返還金等の徴収の私人への委託の関係でございます。35番が、生活保護費返還金につきまして、36番が、公営住宅の明渡し請求後の損害賠償金等について、徴収と収納の事務を私人に委託できるようにするという提案でございます。

25ページから、7. その他関係規定の見直しの関係でございます。分類にはなかなか当てはまらないものでございますけれども、専門部会で御議論をお願いしたいという提案でございます。

37番が、小学校専科教員への小学校教諭免許状の授与要件の緩和というものでございます。

38番が、身体障害者手帳の再発行申請の際にマイナンバー記入の廃止ということで、これは昨年の提案のフォローアップとなっております。

39番が、自治体が行った処分につきまして、不服申立てがなされた場合、その審査請求を全部認容した、つまり、全部認めた場合に、現在、議会への諮問手続が必要になっているといったものでございますけれども、それについて、議会への諮問手続を廃止するという提案でございます。

26ページでございます。40番、試験研究を行います地方独法の業務に出資を加えてほしいというものでございまして、こちらは国立研究開発法人については、既にできるということでございます。

41番が、公立大学法人の財産処分につきまして、定款変更等、2回にわたって議会議決等が必要となっていることについて、改めてほしいという提案でございます。

42番が、狂犬病予防法の関係でございます。犬の登録原簿について、自治体に職権削除を認める。あるいは、国外へ転出した場合の手続がはっきりしていないので、そういったものを明確にしてほしいという提案でございます。

27ページでございますが、43番が、地域女性活躍推進交付金につきまして、国から市町村への直接支払いを可能にしてほしいという提案でございます。

44番が、不動産鑑定士の登録等事務の都道府県経由事務の廃止。

45番が、登記情報につきまして、現在、自治体のほうでは手書きで書き写している状態でございますが、これについて、電子データで都道府県に提供される仕組みを不動産取得税の課税の関係で実現してほしいという提案でございます。

こちらまでが重点事項でございます。

資料8、28ページでございます。こちらにつきましては、今、申し上げましたように、45事項を重点テーマとして選定するというところでお諮りしているところでございますが、それ以外の提案についても関係府省と調整していくということになります。その際に、一つ一つは重点事項と位置づけるようなものでなくても、行政事務の効率化・迅速化の観点から、切実な提案については、事務局のほうで重要なテーマと位置づけまして、実務レベルで調整していきたいと考えておるものでございます。これは、昨年も同じような取組をしたところでございます。

今回、例という形で挙げてございますが、1番目に書いてございますように、各種の申請あるいは調査におきまして、オンライン利用を導入していくというものでございます。

2番目は、マイナンバーカードの利用手続などを含めまして、マイナンバー制度に関するものについて、行政事務の円滑化を図っていきたいというものでございます。

そのほか、3つ目に書いてございますように、データベースやシステムの運用改善。

その次、IT機器等を用いたより効率的な手法の導入といった提案につきまして、事務局として重点事項と並んで重要なテーマという形で、今後調整していきたいと考えておるものでございます。

資料のほうは以上でございますが、そのほか、少し長くなって恐縮でございますが、参考資料を御紹介だけさせていただければと思います。

参考資料1につきましては、先ほど件数だけ申し上げました、予算編成過程での検討を求める提案などにつきまして、どういうものがあるかというものをピックアップしてまとめたものでございます。後ほど御覧いただければと考えてございます。

参考資料2、こちらは非常に分厚くなっておりまして恐縮でございます。裏表に印刷してございますが、こちらは重点事項を含めまして提案のありました301件、全てにつきまして網羅しておるものでございまして、案件ごとにどういった括りになっているかということにつきまして理由を付した上で、整理したものでございます。こちらをつけさせていただきますいております。

参考資料3につきましては、会議ごとに毎回提出させていただいておるものでございますが、26年から30年の対応方針に書いてあった事項について、フォローアップがどうなっているかという状況についての資料でございます。

参考資料4は、スケジュールにつきましての昨年との対比でございますので、省略させていただきます。

毎回、分厚い資料を配付させていただきまして恐縮でございますが、自治体の具体的なニーズとして、こういったものが挙がってきたかということに触れさせていただくということで説明させていただきました。

(神野座長) 御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きでございますけれども、高橋部会長から、今回の地方からの提案等々について、御発言を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

(高橋部会長) どうもありがとうございます。

先ほど副大臣からも御言及がございました。また、事務局よりも御説明ございましたように、本年におきましても地方から300件を超える提案をいただいております。また、本年は、市区町村の提案団体数、提案件数ともに、昨年をさらに上回り、過去最多となりました。特に提案団体数につきましては、市町村が参加する様々な共同提案の取組などもありまして、本年も大きく増加しておりまして、提案の裾野の拡大が図られているものと受けとめております。

提案の内容につきましても、昨年と同様に、子ども・子育てや医療・介護、土地等の有効活用に関するものを初めとして、非常に幅広い分野の提案をいただいております。地方の現場で解決が待たれている多くの課題があるということを改めて受けとめさせていただきます。

また、前回の有識者会議におきまして、フォローアップ案件の進捗状況を強化することになりました。これを踏まえまして、3月28日に提案募集検討専門部会を開会いたしまして、3件について関係府省からヒアリングを行い、現在の検討状況や今後のスケジュール等の説明を受けました。具体的には、学校給食費に係る児童手当からの特別徴収、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止、乗用タクシーによる有償運送を可能とするための規制緩和でございます。これにつきましては、引き続き検討状況の説明を求めておりまして、本年の重点事項に関するヒアリングの中で引き続き審議してまいりたいと思っております。

提案募集検討専門部会としては、本年も充実した審議に努めまして、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま令和元年の地方からの提案や今後の進め方等々について、御説明頂戴いたしましたわけでございますけれども、委員の皆様方から御質問、御意見、頂戴したいと思っております。いかがでございましょうか。

どうぞ、後藤議員。

(後藤議員) 24番、お手元の資料18ページでございますが、町村の都市計画に係る都道

府県同意の廃止について、これは全国町村会からの強い要望だと認識しておりますが、実は、東京区部にも同様の要望がありまして、用途地域などは東京都の同意が必要になっております。ですから、町村のみならず区も含めた御検討をいただけたらと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

(高橋部会長) 都区制度の話もあるので、どうでしょうか。

(神野座長) どうぞ。

(山崎内閣府事務次官) これは昔の経緯がありまして、東京市が一体性を持っていたという前提があって、東京23区は東京市だったのです。その経過から来ている規定だと思しますので、23区に関しては事務局で少し検討させたほうがいいと思います。

(神野座長) では、預からせていただいてよろしいですか。では、預かりとさせていただきます。

ほかは、どうぞ御遠慮なく。いかがでございましょうか。どうぞ。

(大橋構成員) 提案の中に、今年も従うべき基準についての課題が多く含まれていると思います。これは、個別の検討に入ると、一個一個の案件に追われて、秋まで忙殺されてしまうと思いますので、その準備の過程で事務局のほうに目を光らせていただきたい。従うべき基準に関して、立法段階において従来のルールから見てルーズになっているところはないのかという観点からチェックしてほしい。

また、従うべき基準と参酌すべき基準が、実際の一つの事務の中で入り混じっていて、現場で判断が付かず、みんな同じように従ってしまっているなど複雑化を生み出している点も重視すべきである。

あとは、特に福祉の分野で画一主義が人員とか組織について求められていることに起因する提案が従来から多いので、特に従うべき基準の関連で、どこにそういう画一的思考やその弊害があるのかという分析というか、そういう意識を持ちながら対応を検討いただけるといいと思いました。

(神野座長) これも検討していただく。

(山野次長) まず、実態をよく調べてみる必要があると思いますので、それも含めて、その上で分析します。

(神野座長) ほか、いかがですか。どうぞ。

(小早川議員) 大ざっぱな質問です。提案件数で、都道府県、市区町村の数が動いております。市区町村のほうを着実に増えているということは、これは結構なのですけれども、都道府県のほうは減っている。事務局としては、そのことが全体として見てどういうことなのかについて、何か捉え方がおありなのか。

それから、関連して、各団体に提案を促すようないろいろな手だてを事務局でとっておられると思いますけれども、その辺で力のかけ方が違ったりすることもあるのか、その辺の全体の事情を伺いたい。

(神野座長) はい。

(山野次長) 御指摘のとおり、今年は46都道府県だったものが47都道府県になる。団体数自体は1個増えております。最後の山形県が何とか提案いたしました。提案の数は若干減っております。決して数だけではないと思いますけれども、これまで都道府県のほうはかなりいろいろな提案を出してきている。これは権限移譲も含めてということですが、そういった意味で、案件数としては落ち着いているのかなと思っております。

それから、事務局としては、2月の御指摘にもありましたように、県を通じて市町村の提案をどんどん促していかなければいけないということで、全体の支援の力点を市町村のほうにシフトしてきたというのもございます。市町村の方は、その結果、提案がだんだん増えてきております。結果として、県の方が減っているという状況でございます。

(加瀬次長) その点については、後ほど資料9のほうで自治体への支援の観点で整理しており、ご説明したいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ、市川議員。

(市川議員) 質問ですけれども、5年目に入って、かなりいろいろな提案が出てきて、ある程度類型化されるようなものがあると思います。先ほど意識の問題というのがあったのですけれども、自治体からの提案とは逆に、関係府省のほうから、要は、実際に司っている中央のほうから、過去の例も見てむしろこういうものは分権に落とし込んだほうが良いといった提案はこれまで出てきているのでしょうか。

(山野次長) 提案募集の仕組みそのもののきっかけは都道府県、市町村からの提案ですので、国からは是非分権したいという提案は、残念ながらこの仕組みの中ではなかなか出てきておりません。ただ、実際、提案が出てきたときに、国でもこれはやらなければいけないねと共感を持っていただくものがだんだん増えてきているのは事実としてあります。数は多うございませませんが、省庁の方からも、これは地方に任せていきましょうという意見が見受けられることもございます。

(神野座長) どうぞ。

(三木議員) 今の省庁からの提案の関係ですけれども、私、どうしてもお互いにプライドみたいなものがあると思います。逆に、省庁から提案してもらったことを、「いいね！」じゃないですけれども、そういう方式で考えていくことも大事ではないかと思っております。

もう一つ、続けてで申し訳ないですが、資料の18ページの22番ですが、地域未来投資法と農村産業法に基づく開発の関係ですけれども、私ども、40haほど地域未来投資法でやっているのですけれども、おかげさまで農水省と経済産業省の理解を得て順調に進めているのですけれども、地域未来投資法と農村産業法について、こういう提案がなされているのですけれども、農地の規制というのは大変なものですから、これをクリアしますと、かなり地域の開発ができると思っています。

私どもは、インターの周辺に今まで農地があったのですけれども、それが全然開発できなかつたのですね。ところが、農業後継者がいなくなったりしますので、荒廃地が増

えてきたりしているのです。そういう面と。

それから、就職先がないもので、帰ってきて勤めるところがないのですけれども、こういう形で法律に基づいて産業団地とか商業施設ができれば就職先ができますし、もう一つ、大変ありがたいのは、地域未来投資法でやっているのですけれども、私ども、長野市の隣ですけれども、長野の加藤市長が非常に積極的で、須坂市にできることによって、長野広域なり長野県の北の地方が全体としてよくなればいいではないかという広い心を持ってやっていただいているものですから、私どもも非常にやりやすいです。そういう面で、広域も含めて、地域未来投資法をうまく活用されていくというのが、これから大事ではないかなと感じておりますので、要望として申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

事務局のほうから。

(山野次長) しっかり意見を承って、やってまいりたいと思います。

(神野座長) ほか、いかがでございますか。

どうぞ、勢一議員。

(勢一議員) ありがとうございます。今年度もたくさんの提案を頂戴しまして、提案募集検討専門部会の一員としても気が引き締まる思いでおります。量より質であると思っておりますけれども、量もそれなりにあるということで、特に市町村の提案が増えて、現場からの期待も大きいのだろうと思っておりますので、頑張っって努めたいと改めて感じた次第でございます。

特に、共同提案が今年度も増えておりまして、しかも先ほど都道府県が県下の市町村を支援しながらというお話がありましたけれども、かなり多様な連携を組んで検討していただけているとのこと。たくさんの自治体が集まって問題意識を共有して議論して提案を出してくださる形というのは、その現場でいろいろな問題点の指摘がなされて、それが提案につながっているわけですから、提案の内容自体がかなり成熟しているという点もありますし、多角的な視点が入ってきておりますので、それを受けて議論しますと、かなり汎用性のある制度議論ができるのではないかと、その点は期待を寄せているところです。

さらに、参考資料2に追加共同提案団体の名前がそれぞれ各提案に挙がっておりますけれども、これを拝見しますと、九州から出てきた提案に北海道や東北の自治体が追加共同提案で挙がってきている。このような提案は、恐らく地域限定ではなくて、何かしら全国に波及する普遍的な問題を含んでいるのではないかと思います。今後は提案団体の地域性や規模感なども少し分析して、制度全体としてどういうところに弱点が残っているのかという議論はすることができるのかなと感じた次第です。

あと1点、これはお願いというか希望になるのですけれども、資料8で、電子化・オンライン化を中心とした行政効率化について、重要なテーマとして位置づけて取り組んでくださるという形になっています。電子化・オンライン化は、行政のやり方を変える

大きなきっかけになるわけですがけれども、現場では1自治体に対応するにはなかなか難しい部分があります。そのため、ここに出てきた汎用性のある視点ですとか仕組みというのを、少し丁寧に整理も併せてしていただいて、自治制度全般の改善に資するようなヒントをいただけたらと思っております。お忙しいところ恐縮ですがけれども、少し御検討いただけるとありがたいです。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

何かコメントございましたら。

(山野次長) いずれも貴重な御意見だと思います。しっかりとやっていきたいと思えます。

(神野座長) ほか、いかがでございますか。

どうぞ、谷口議員。

(谷口議員) ありがとうございます。今年もまた夏に大変な労力をかけて、これから検討されるかと思えます。本当に感謝を申し上げます。

先ほど勢一先生もおっしゃいましたように、市町村からの申請も増えているし、連携も増えているということで、この会議の中で毎年、話し合われていることが前進につながるよう、いつも対応してくださっているのだなということを実感しております。

今、指摘のあった資料8のオンライン化についても、以前からプラットフォームをつくって、皆さんが連携できるように、また自治体はどうやって申請したり、どういうふうな観点で書くと通って、そうでなければ落ちたということも、過去の申請事例でわかるようにオンライン化されていると、自治体にとって参考になるかと思えます。ですので、申請のオンライン化だけでなく、是非過去の事例や、またそれが規制緩和の中で実体化されたときに、何がうまくいったかというフォローアップの実態なども資料になると、巨大なオンラインアーカイブになって、とても助けになるのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

磯部構成員、何かありましたら。

(磯部構成員) ありがとうございます。

今年も、またこの季節が来たかなという感じではあるのですがけれども、これから個々の案件、一個一個、丁寧に対応して検討していきたいと思っておりますが、先ほど大橋先生がおっしゃったように、従うべき基準のところでは、そもそもルーズになっているところはないかという意識で、制度の成り立ちからきちんと見ていただきたいというのはそのとおりなのだと思いますけれどもね。

何と言いますか、同じような議論を去年もしたなということはありませんが、最後の参考資料5で平井議員が書かれているところもありますけれども、従うべき基準にどうし

でもなっているところ、そもそも参酌すべき基準に一律に見直してはどうかという、そもそもの基準のあり方論といったところも考えなければいけないのではないか。

できれば、今後、制度を所管する省庁の方には、一つ一つの提案についてきちんと対応していただければと思いますけれども、一を聞いて、十を考えるといいですか、一個ずつその都度やればいいのかではなくて、同じような、同根の問題はほかにもあって、この際、一挙にまとめて考えるという姿勢で対応していただくと、もう少し効率よくやっていけるところもあるのではないかという感覚もちょっと持っておりますので、私は一個一個、目の前の課題をやっているとは思っておりますけれども、中長期的な課題としては、そういう感じのことも考えていただければと感じております。

以上です。

(神野座長) これは、この事案に対応すれば、論理的に他の事案もそう対応しますというものは、省庁から過去あったのでしょうか。

(山野次長) なかなかございません。一つ一つの支障が基本となります。

(神野座長) ほかにいかがでございますか。

大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) 従うべき基準が重点になると思いますけれども、子ども・子育てとか高齢者が関わるものですから、どうしてもそういう方の安全とか安心の面を削るのかという意見が社会的に出てくる。そこをクリアしながら地方公共団体の要請に応じていかなければいけない。

それで、いつも思うのは、基準をたんに低下させることをしているのではなくて、同じ目標到達点に行きたいのに、こういうやり方でなくても、こういう条件をつけて、こういうやり方でクリアしたいのをお願いするという形で、性能基準のような形で、達成のルートを地方公共団体にお任せいただきたい、考えさせていただきたいという形での提案が実態だと思えます。決して切り下げることだけではないという点については、そこをかなり丁寧に説明しながらやっていくことが大事かなというのは、今、磯部構成員の意見を聞いて改めて思った次第です。

(神野座長) 何かございますか。

(高橋部会長) いろいろと貴重な御意見、賜りまして、ありがとうございます。本年度の作業に参考にさせていただき、取り組んでいきたいと思えます。

最後に、資料8、いろいろな先生方から御言及いただきました。この課題は私も重要だと思っております。社会変化とか産業構造の変化の中で、行政のデジタル化・オンライン化というのは極めて喫緊の課題だと思っております。実は、同じ片山大臣のもとで、規制改革のほうでも、この話に取り組んでいると聞いております。そういう意味で、事務局でも視点は事業者の目線と地方公共団体の目線は違うのですが、同じように日本の行政全体のあり方を変えていくという点では共通すると思っておりますので、情報の共有とか各府省に対するアプローチの仕方とか、規制改革室と連携していただきますと、

より取り組むが進むかなと思います。その点は、お願いしたいと思っています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

市川議員。

(市川議員) 今の資料8に関してですけれども、オンライン化を進める上で、ビジョンといいますが、先ほどの話じゃないですけれども、非常に重要だと思います。一步間違えば仕事が増えるということにもつながりますので、単なる電子化とか利便性だけでなく、その先にあるものは何かということは明確にする必要があると思います。それは、業務改革であり、働き方改革であり、地方の現場の職員の方の仕事の中身が変わるのだと、職員の方の時間の価値を変えていくのだということが必要だと思います。そして、これの進む先には住民との接点が増える、地域社会の問題解決に職員の方が注力できるというビジョンを明確にした上で、是非進めていただきたいと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、ございましょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、大変多くの建設的な御意見、頂戴いたしました。いずれにしても進め方については、ほぼ事務局の提案していただいた方向で進めていくのだけれども、そのためにより有効に、より効率的に進めるアドバイス等々を頂戴したという印象を抱いております。

そういったしますと、ここでお諮りしておかなければならないことは、これから提案募集検討専門部会で検討していただくわけでございますけれども、その重点事項については、資料6及び資料7のとおりとして、本日いただきました様々な議論を参酌しながら、今後検討を進めていただくことにしたいということで御承知おきいただいたということにさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議事の3「地方支援の取組について」、これも事務局から御説明いただければと思います。

(山野次長) 既にいろいろな御意見が出ましたけれども、令和元年の提案募集に向け、昨年来、行ってまいりました地方支援の取組について、簡単に御紹介したいと思います。

資料9でございます。2月の有識者会議での御意見も踏まえて、基礎自治体を中心に丁寧な支援に取り組んでまいりました。資料9にございますように、これまで市町村から提案がなかった山形県、これはサテライトオフィスを初め、いろいろな研修をやってまいりました。全国でそういう展開をやりまして、77カ所で研修を開催して、裾野の拡大に努めてまいりました。

このページの右側の支援ツールのところがございますように、提案募集を簡単に説明

できるリーフレットを入門ガイドとして作成したり、あるいは新たに政府インターネットテレビ等の取組を行ってきたところがございます。丁寧な支援という観点から様々な取組を行ってまいりました。

それから、1ページめくっていただきまして、2ページでございます。先ほども地域によっていろいろなばらつきがあるじゃないかというお話もございましたが、今回提案があった市区町村をまとめた図でございます。赤い点が今回、初めて提案があった市区町村で、緑が2回目以上の提案がある市区町村でございます。

今回の特徴ですけれども、1つは、この緑の囲い部分、北海道あるいは青森、福島、埼玉、高知では、都道府県が熱心に取り組んでいただいて、その結果、市区町村から初めての提案を行う例が非常に多くございました。

それから、2つ目、これも丸い囲いで囲ったものですが、山形県、ここも何とか提案が出てまいりまして、全県の市区町村から提案が出てくる状態になったということでございます。

それから、3つ目でございますが、市区町村は498と、500弱に提案数が増加しまして、全体の3割弱が提案してきている状況でございます。今年も大分県と愛媛県は、4にございますとおり、県内市町村から継続的に提案を行っていただいております。

それから、3ページ、4ページにつきましては、自治体の取組で提案につながった特徴的な事例を集めてございます。

1つ目が、郡山でございますけれども、住民ワークショップを通じて支障を発掘しまして、今回、初めての提案につながった例でございます。

それから、真ん中でございますのは、北海道胆振東部地震で被災しました厚真町、安平町、むかわ町の支障事例から提案。これは、北海道が代行して提案を出してきていただいております、これが全国の提案につながっているという事例でございます。

それから、これは先ほど提案説明の中にもございましたけれども、3つ目が北海道島牧村の提案でございます。小規模多機能介護施設を建設、これは28年の提案で障害を除きまして建設したのですけれども、この建設過程で、登録定員の上限が課題であるというのが判明しまして、さらなる緩和についての提案が出てきたという例でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページでありますけれども、④と⑤がございまして、これらはいずれも内閣府のサテライトオフィス、あるいは内閣府の個別意見交換を、私どもアウトリーチで出かけていきまして、いろいろと聞いておりますけれども、その中で、この制度は非常にいいねという気づきがあって、それをきっかけとしまして提案に至った例でございます。

最後、4ページの右側でございますが、これは愛知県大府市でありますけれども、市長さんが非常にリーダーシップを発揮していただいて、研修を企画しまして職員に受講させるということで、まず職員の意識改革を図って、各部局からの提案を出させたとい

う例でございます。こういった例が幾つか出てきておりまして、私ども、こういった好事例を積極的に横展開していくのも重要であろうと考えているところでございます。

最後、5ページでございますけれども、提案団体に対して、提案のきっかけがどういうふうにありましたかということアンケートしたものでございます。

1つは、事前相談に向けて、取りまとめ部署、担当部局でございますけれども、分権担当部局による働きかけが非常に大きなきっかけになっているということでございます。

それから、支障事例そのものについては、右側の欄でございますけれども、ふだんの業務の中で、こういうことに問題があるというのを見つけたというのが多いわけございまして、課題を日頃の仕事の中で組織的に見つけて取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

それから、事業者や利用者の意見・要望等から事前相談したという回答も結構ございました。職員だけではなくて、地域住民と話をしている中で支障事例が出てきたという例も、右側(2)にございますとおり、57.1%を占めておりますので、こういった取組も重要なのかなと考えているところでございます。

以下、参考事例、これまでのアンケートですとか、あるいは3月に行われましたシンポジウムを資料としてつけてございます。御参考にしていただければと考えてございます。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局のほうから御説明いただきました地方支援の取組について、何か御意見、御質問ございましたら、頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。それでは、この件についても、御説明を承ったということにさせていただきますいただければと思います。

それでは、予定いたしました議事につきましては、一わたりこなしたと考えておりますが、特に御発言がなければ、これにて閉じたいと思っておりますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、大変公務のお忙しいところを、本日、片山大臣に御臨席いただいておりますので、片山大臣から最後に御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(片山内閣府特命担当大臣) 神野先生、ありがとうございます。

本日は、令和元年の提案募集の今後の進め方につきまして御審議いただき、ありがとうございます。

皆様の御議論のおかげで、地方から強い御要望のあった放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化をはじめ、13の法律を改正する第9次地方分権一括法が、5月31日成立、6月7日公布ということになりまして、改めて厚く御礼申し上げます。この改正が早く

生かされて、住民サービスの向上につながることを本当に期待しておりますし、移譲される事務・権限等につきましては、関係府省と連携し、財源措置、制度改正に係るマニュアルの整備、研修の実施など、必要な支援を行ってまいります。

特に、今回は放課後児童クラブにつきましては相当長い議論がございまして、野党の方々は質が落ちるのではないかとということを随分御懸念されたのですけれども、地方から何年も続いて議論が出てきておりましたし、もともとこの行政自体が地方から立ち上がったものであったということで、見直しが実現したわけでございます。また、このところいろいろ議論しておりますと、日本の子供たちの学力の低下というのを危惧する声も非常に大きいです。

放課後児童クラブも放課後子ども教室も、従うべき基準の参酌化をきっかけにして、こういったことを生かして、地域の子育て政策を首長の皆さんがそちらの方向に持っていってくれないかという期待が、我が自民党の中から非常に大きいし、各自治体もそういった方向を考えなければいけないですねという声は出ています。特に、今度、英語が入ってきた、プログラミングが入ってきたということになると、従来どおりのやり方、通常の時間内だけではなかなかうまくいかないだろうという意識は強いです。

それから、今、御議論になっていた資料8、電子化・オンライン化については、骨太の方針や、未来投資戦略、規制改革実施計画など、いろいろなところにこれを書き込まれております。市川議員からは、経営者の御視点もあって、そういった御指摘もありましたし、実際、全国市長会とか町村会はレベル的についていけないのでしょうかということも危惧されているのですけれども、こういうまさにB to BではなくてインサイドBのような話については、ある程度統一して、みんな横に並んできちんとやっていかなくてはならない、レベルの差があった人たちは引き上げて、統一化しないと意味がないということがあります。

と同時に、行政が今、地域経営化していくし、地域経営化させようという方向で、我々もまち・ひと・しごと創生の基本方針も出しました。ほとんど異論はなかったです。つまり、1788の自治体が生き残りを考えて合理化していくということになると、地域経営のセンスを持っていただかないと困るので、それについては、それは原則論としてはみんなそうだねということになったのですが、その方法としては、過度な画一化は今のIT技術だと必要ない。つまり、標準APIがあれば全部つながるので、過度な画一化を行うと、導入時点以降に古くなったときに我々も責任が持てない時代になってきているのですが、その辺が余り理解されていないところがあります。

ですから、時代がアジャイルな時代になって、かつ、5Gも入って、IT化されることの意味合いも物凄く進化して、それがどんどん変わっていく状況であると、それを説明して正しく理解いただかないと、正しい規制改革を持ってきてもらうのもなかなか難しいのではないかと考えています。この間もe-ラーニングの講座の話をお聞かせいただきましたが、そういうところも日進月歩でやっていかないと、改革を望むほうが今、何がで

きるのかがわかっていないという状況があります。これは、余りにスピードが速いので、恐らく先進的な企業でも苦勞されているのではないかと思います。それが当たり前になっていく時間が数カ月なので、そういうことをやっていかなければいけないなと思っております。

全体に広げていくための御提案を、皆様からいただいたことは、全くごもつともでございます。特に教育・福祉関係が多いし、それから規制改革もそうですけれども、農業関係もいまだに多いです。そういったところについては、規制改革でも言われ、地方分権でも言われ、未来投資戦略でも言われ、恐らく全部横連携しておりますので、そこは私どももきちんと目配りをして、おかしなことがないようにしたいと思います。

例えば、日本は夫婦別姓を法的に認めないというか、憲法上も違憲ではないという判決が出ていますが、夫婦は別姓じゃないのですけれども、不便がないように、規制改革で女性の多い職業について、望めば全部、旧姓をお使いになりたい方もどうぞ、変える方もどうぞとしたのですが、職業にすくい漏れが当然あるのです。それを全部列挙しているわけにもいかないので、そういうものがあつたらほかにも広げるようにしますといった文章も入れて閣議決定しましたから、これからはそういう分野があるとわかれば、そういうオペレーションもしていかないと笑われちゃうのかなというのはごもつともでございます。

これから、またこの季節がやってきたということで、皆様に本当に御迷惑をおかけして、お忙しくしていただくことになるのですけれども、何か気になることがあつたらおっしゃっていただいて、できるだけ合理的に快適に審議が進められるように期待して、我々も責任を持ってまいりたいと思いますので、どうぞくれぐれもよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。有意義なお話、頂戴いたしました。

それでは、議員の皆様方、構成員の皆様方、さらに事務局のおかげをもちまして、生産的に議論が行われ、大分余裕をまだ残した時間でございますが、これにて本日の合同会議を終了いたします。

大臣、副大臣には、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

(以上)